

# 香川県飲用井戸等衛生対策要領

## 1. 目的

この要領は、有害物質等による地下水汚染等がみられることにかんがみ、飲用に供する井戸等及び他の水道から供給を受ける水を水源とし、水道法等で規制を受けない水道の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び汚染防止のための対策を定めることにより、これら井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

## 2. 実施主体

この要領に基づく香川県の町の区域における対策の実施主体は県とし、町は県と連携・協力を行うものとする。

また、香川県の市の区域における飲用井戸等衛生対策の実施主体である市から、県に協力要請があった場合は、県は市に協力を行うものとする。

## 3. 対象施設

この要領において対象とする施設は、次に掲げる施設（香川県の町の区域に設置されるものに限る。）のいずれかであって、水道法（対象；水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（対象；特定建築物）等の適用を受けないもの（以下「飲用井戸等」という。）とする。

なお、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸には、地下水を利用する井戸のほか、表流水及び湧水を水源として利用する施設（飲料水供給施設等）を含み、天水を利用する施設は含まれないものとする。

### （1）一般飲用井戸

個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（道管等を含む。）

### （2）業務用飲用井戸

官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等（旅館、公衆浴場を除く）に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（道管等を含む。）

### （3）小規模貯水槽水道

水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模貯水槽（貯水槽の有効容量の合計が 10 m<sup>3</sup>以下のもの）を有する施設

## 4. 衛生確保対策

### （1）実態の把握等

① 県は、飲用に供する井戸に係る地下水の汚染状況を把握するよう努めるものとする。

② 県は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報（以下、「飲用井戸等の設置状況等」という。）を収

集・整理するよう努め、必要に応じて市町に情報提供を行うものとする。

- ③ 町は飲用井戸等の設置状況等を把握するよう努め、県に情報提供等を行うものとする。
- ④ 県及び町は、飲用井戸等を設置しようとする者、飲用井戸等の設置者及び管理者（以下「設置者等」という。）並びに使用者に対し、衛生対策の啓発に努めるものとする。
- ⑤ 県は、飲用井戸等の管理の適正を確保するために、設置者等の協力を求め、飲用井戸等の管理状況等について適宜必要な報告を受けるものとする。

## （２）飲用井戸等の管理、水質検査等

県は、飲用井戸等の衛生の確保を図るため、飲用井戸等の設置者等に対し、次に掲げる基準に従い、その管理等を実施するよう指導するものとする。また、県は、設置者等が後記（２）－②－イ－(ア)に掲げる水質検査を行う際の検査実施項目の判断に資するため、地域の飲用井戸及びその他地下水の水質検査結果等から、定期的に検査を行うことが望ましい項目を定めて周知する等、必要な措置を講ずるものとする。

### ① 飲用井戸等の管理

ア 設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように、当該施設にかぎをかけ、柵を設ける等適切な措置を講ずること。

イ 設置者等は、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等）並びに井戸周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。また、小規模貯水槽水道にあっては、簡易専用水道の管理基準に準じて管理すること。

ウ 設置者等は、飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。

### ② 飲用井戸等の検査

ア 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸については、給水開始前に、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）に関する水質検査を実施し、これらの基準に適合していることを確認すること。また、消毒を行っている場合にあっては、消毒の前後で水質検査を実施し、消毒の効果についても確認すること。

イ 設置者等は、飲用井戸等につき定期及び臨時の検査を受けること。

(ア) 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸における定期の検査とは、水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤並びにペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）その他水質基準項目の

うち、周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査をいう。

(イ) 小規模貯水槽水道における定期の検査とは、給水栓における水の色、臭い、味、色度、濁度に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質検査をいう。

(ウ) 臨時の検査とは、飲用井戸等から供給される水に異常を認めたとき、臨時に行う水質基準項目のうち必要なものについての水質検査をいう。

ウ 定期の検査は、一般飲用井戸（設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。）、業務用飲用井戸及び小規模貯水槽水道にあつては毎年 1 回以上行うものとするが、これ以外のものにあつても毎年 1 回以上行うことが望ましい。

エ 設置者等が一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の水質検査を依頼するに当たっては、水道法第 20 条第 3 項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に対して行うものとする。

オ 設置者等が小規模貯水槽水道の管理状況についての検査を依頼するに当たっては、水道法第 34 条の 2 第 2 項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に対して行うものとする。

### ③ 汚染が判明した場合の措置

ア 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、保健福祉事務所又は小豆総合事務所（以下、「保健福祉事務所等」という。）へ連絡し指示を受けること。

イ 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合には、保健福祉事務所等へ連絡し指示を受けること。

### (3) 汚染された飲用井戸等に対する措置

県は、前記（2）－③－ア又はイにより、飲用井戸等の設置者等からの連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、その汚染原因を調査するとともに、必要な措置をとるものとする。この場合、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤や P F O S 及び P F O A その他有害物質等による汚染が判明した場合には、汚染経路、当該地域内の事業場における当該物質等の使用及び処分の実態等を把握するよう努めること。また、当該設置者等に対し、水道に加入することを勧めるものとする。

なお、市町にあつては、管下の水道の布設、普及に努めるものとする。

#### 附 則

この要領は、昭和 63 年 7 月 16 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。